

工 事 仕 様 書

1. 本工事における工事標準仕様については、次によるものとする。

2)「東京都土木工事標準仕様書」による。

3)仕様書の取扱い、又は、それぞれの仕様書の内容について疑義が生じた場合は工事担当者によるものとする。

2. 読みかえ

同仕様書中「都」「局」とあるものは「日野市役所」と読みかえる。

3. 特記事項

別 紙

工事件名	三沢三丁目特殊地下壕対策工事(7-1)
------	---------------------

特 記 仕 様 書

「工事概要」

1. 工事場所 日野市三沢三丁目37番地先ほか

2. 工事概要

1) 充填工 対策区間延長 L=10.0m

・削孔工 N=2 孔

・充填注入工 V=133 m³

2) 仮設工

・プラント設備 1式

・濁水処理設備 1式

・排水設備 1式

・給水設備 1式

・敷鉄板工 1式

3) 調査工

・試掘工 N=2 箇所

4) 舗装工

・舗装仮復旧工 N=2 箇所

3. 工期 工期は、以下の事項により設定している。

準備期間	30日間
施工に必要な実日数(実働日数)	21 日間
降雨による割増し(猛暑日補正有り)の日数	4 日間(1.18)
後片付け期間	20日間

契約上の工期末前に工事が完了した場合の取り扱いは、契約約款第31条の通りである。

「標記の読替え」

この工事に適用(準用)する図書の中で、「甲」、「乙」、「請負者」という表記については、「甲」を「発注者」、「乙」及び「請負者」を「受注者」と読み替えることとする。

「適用範囲」

1)この特記仕様書は、東京都土木工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)という特記仕様書で、この工事に適用する。

2)この工事の施工に当たっての一般事項は、標準仕様書によるものとする。

- 3)標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優先順位については、特記仕様書、標準仕様書の順によるものとする。
- 4)受注者は、契約締結後、総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の種別内訳書及び工事総括書に掲げる各工種、種別及び細別等の数量に基づく各費用の工事価格に占める割合を百分率(小数点第 3 位以下切捨)で表示した一覧表とする。
- 5)総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から 7 日以内に受注者に提出しなければならない。
- 6)受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることができる。ただし、内容変更等に関する協議は行わない。なお、工事費構成書は、契約図書としては取り扱わないものとする。
- 7)この工事の施工に当たっては、下記に示す図書(契約時点での最新版)を適用(準用)する。
- ア 東京都建設局「土木材料仕様書」
- イ 東京都建設局「建設局材料検査実施基準」
- ウ 東京都建設局「土木工事施工管理基準」
- エ 東京都建設局「工事記録写真撮影基準」
- オ 日野市「受注者提出書類処理基準」
- カ 日野市「日野市標準構造図集」
- キ 日野市「しゅん功図書電子データ化作成要領」
- ク 東京都「東京都建設リサイクルガイドライン」
- ケ 東京都「東京都環境物品等調達方針」
- コ 東京都「東京都建設泥土リサイクル指針」
- サ 東京都電線共同溝整備マニュアル
- シ 建設局土木工事積算体系図集
- なお、日野市「受注者提出書類処理基準」、「日野市標準構造図集」(「日野市独自標準構造図」のみ)及び「しゅん功図書電子データ化作成要領」は日野市道路課のホームページから入手できる。
- 8)標準仕様書、適用(準用)図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

「情報セキュリティポリシーの遵守」

- 1)本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- 2)日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。
- なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- 3)本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性2以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

「環境負荷低減の取組みについて」

- 1) 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。

一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。

このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。

①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について

⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言

2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。

ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務」

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。

このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。

2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

「内部通報制度」

1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。

本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。

なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

「環境により負荷の小さい自動車利用」

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出

を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

「衛生に関する対策」

業務の履行にあたっては、従事者の体調管理、手洗いや手指の消毒、施設や用具の消毒、対人距離の確保、換気、マスクの使用等、市の指示に従い、適切な対策を講じること。

「工事施工の適正化等」

この工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるほか、「東京都工事施行適正化推進要綱」によるものとする。

なお、「東京都工事施行適正化推進要綱」は東京都財務局のホームページから入手できる。

「不当介入に対する通報報告」

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする事。

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」

（1）デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。

電子黑板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黑板の記載情報（情報）を電子的に記入するものである。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

ア 対象機器の導入

受注者は、電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）第9⑤に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」

URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

イ 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記録写真撮影基準」（東京都建設局）による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準(東京都建設局)のデジタル 写真による施工管理(案)3(1)①で規定されている画像編集には 該当しない。

(2) 電子納品

本工事の電子黒板を用いた写真(以下、「電子黒板写真」という。)及び電子黒板写真を監理したビューアソフトは、電子データで提出すること。

提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準[国土交通省]」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

また、納品時に受注者は JACIC が提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

「JACIC が提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

「条件変更」

受注者は、工事着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議するものとする。

「設計変更について」

工事請負契約書第 18 条から 25条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン(土木工事編)」(東京都)によるものとする。

このうち、「工事の一時中止に伴う増加費用等」は、「工事における工期の延長等に伴う増加費用」に読み替え、簡便法による計算については、積算基準(共通編Ⅰ)によるものとする。

なお、契約約款第 18 条に基づく条件変更について、年度末、工期末変更における関連資料の提出は、変更設計書の作成に時間を要するため、余裕をもって行うこと。

「法定外の労災保険の付保」

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

「工事損害賠償」

受注者は、この工事の施工に伴い第三者の損害を及ぼした場合、契約約款第28条に基づき、誠意を持って速やかに対処すること。

また、発注者が負担すべき損害賠償費用については、受注者がその原因及び根拠等を整理した上で発注者に協議すること。

なお、この工事の完了後に発生した損害についても、受注者の損害賠償義務が発生することがあるので、上記に準じて対処すること。

「個人情報等の機密性の高い電子データ納品の取扱い」

個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号化等の措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵付きのケース等を用いること。

「猛暑への対応」

(1)受注者は、WBGT(湿球黒級温度)の値が 31℃以上(環境省ホームページ)「熱中症予防情報サイト」

にて暑さ指数を危険レベルとしている値)の場合(予測も含む)は、作業を中止することができる。

(2)上記(1)の WBGT 値が 31℃以上で受注者の判断として作業を中止する場合、受注者は環境省のホームページ内容や WBGT 測定器の値がわかる写真のどちらかを監督員に提出すること。

(3)上記(1)により中止した期間の内、猛暑日に数による割増し(2 日間)を超えて、猛暑対応として作業を中止する場合は、影響した工期を延伸することができる。

(4)新たに必要となった費用は、監督員と協議の上、設計変更で対応することができる。

「検査に要する資料作成期間」

後片付け期間に検査に要する資料の作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期延伸を請求することができる。

なお、工期延伸に伴い、工期が年度を超える可能性がある場合は、受注者は請求を工期末の3か月前までに行うものとする。それ以外の場合は、契約変更の手続き時間を要するため、余裕をもって行うこと。

「工事工程の共有」

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督員と共有すること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので発注者と協議すること。

①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

「事前準備」

1. 事前に舗装面積・縦断勾配を調査し、施工計画を作成し、監督員に提出し承諾を得ること。施工計画作成後、占用企業者施設の高さ調整等が必要な際は、占用企業者と綿密に作業調整を行い、工程管理に十分留意すること。

2. 事前に監督員立ち合いの元、工事起終点の確認を行うこと。

「特例監理技術者の配置」

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は、以下の1)～9)の要件を全て満たさなければならない。

1)建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

2)監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

3)監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日において 3 か月以上の雇用関係があることをいう。

4)同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一の工事とみなすことができる。)

5)特例監理技術者が兼務できる工事は、原則、日野市内の工事でなければならない。

6)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

7)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

8)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

9)特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。

※「維持工事」とは通年維持工事等(24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。

2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 2 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合は、以下の書類を提出すること。

1)監理技術者補佐の資格を有する書類(監理技術者資格者証の写し、一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写し、一級施工管理技士補の合格証明書の写しなど)

2)監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証の写しなど)

3)特例監理技術者が兼務する工事の履行場所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4)「別記様式－3特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項③」※

※ 4)は工期途中に本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合に提出する。

4. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、「1. 6)～8)」について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

6. 監理技術者補佐は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けなければならない。

「昼夜間の作業区分」

この工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	すべての作業
夜間作業	なし

施工区分は、設計図書によるほか、上記区分に変更を要する場合は、事前に監督員の承諾を得るものとする。

「過積載の防止」

この工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。

なお、「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。

「環境への配慮(東京都建設グリーン調達制度)」

- (1)受注者は、本工事の施工に当たっては、東京都都市整備局のホームページに掲載されている「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」の特別品目及び特定調達品目(以降、「特別品目等」という。)のリストと本工事で使用する資材、建設機械、工法又は目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特別品目等が使用可能な場合には、事前に監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。
- (2)受注者は、東京都都市整備局のホームページに掲載されている「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に該当する調達推進品目の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。
- (3)受注者は、本工事の施工に当たっては、特別品目、特定調達品目及び調達推進品目について品目ごとの「環境物品等使用予定(実績)チェックリスト」を作成(チェックリストは都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページからダウンロードするなどして入手する。)し、施工計画書に添付の上監督員に提出して確認を受けなければならない。
- (4)受注者は、本工事の施工に当たり、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト」を監督員に提出しなければならない。

また、併せて、上記チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を監督員に提出する。

さらに、工事完了検査に当たっては、提出した各種書類を検査員に提示し、環境物品等の使用状況等について説明しなければならない。

「新材料・新工法等の取扱い」

新技術情報データベース(「建設局新技術情報データベース(NeTIDA)」や「国土交通省新技術情報システム(NETIS)」)に記載されている新材料・新工法等については、監督員の承認により、当該工事に採用することができる。

- ・ 建設局新技術情報データベース(NeTIDA)

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/tech/shingijutsu/index.html>

・ 国土交通省新技術情報システム(NETIS)

<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS/PubEntrance/PubEntrance?ReturnUrl=%2fNETIS>

「しゅん功」

受注者は、工事のしゅん功に際し、次のしゅん功図書を提出すること。

- 1)しゅん功図(A3) 1部
- 2)工事記録写真 1部
- 3)電子成果品(CD-R) 1部

「建設副産物情報交換システムの活用」

この工事は、建設副産物情報交換システム(以下、「COBRIS」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに COBRIS にデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受けること。

また、受注者は、COBRISにより「再生資源利用(促進)計画書(実施書)」を作成し、監督員に提出し、内容の確認を受けること。

(問合せ先)

〒107-8416 東京都港区赤坂 7-10-20

アカサカセブンスアヴェニュービル 2F

一般財団法人 日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター(カスタマーセンター)

TEL 03-3505-0416 FAX 03-3505-0520

<https://www.recycle.jacic.or.jp>

E-mail recycle@jacic.or.jp

「再資源化施設の選定」

この工事から発生するアスファルト塊、発生路盤材は再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めること。搬出先は、受注者が「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」等を活用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認して、適切な施設を選定すること。

なお、この工事では下記の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、受注者は下記以外の施設を選定する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。

(アスファルト塊)

- ・搬出先 東京都八王子市内の再資源化施設
- ・運搬距離 約 5.5 km以内(想定)
- ・搬出量 0.1m³
- ・受入条件 昼間

「舗装版切断工(カッター)の施工」

舗装版切断作業の際に切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。

また、回収した排水又はその排水を現場内で脱水等により処理した後の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処理すること。

なお、この工事では回収した排水を、産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として、以下の場所にある処理施設へ搬出することを想定しているが、これ以外の施設へ搬出する場合や現場内で脱水等の処理を行う工法を使用する場合においては、事前に監督員の承諾を得ること。

- ・搬出先 東京都八王子市内の処理施設
- ・運搬距離 約 6.0 km以内 想定
- ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） 0.01m³
- ・受入条件 昼間

受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する排水等の収集・運搬・処理に関する計画を記載すること。

なお、排水等の運搬・処理については、標準仕様書によること。

「リサイクルガイドラインに基づく提出書類」

工事を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき下記の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出すること。

1)再生資源利用計画書(工事しゅん工後 5 年間保管)

作成対象となる工事は以下のいずれかに該当する工事である。

- ア 土砂を搬入する工事
- イ 碎石を搬入する工事
- ウ 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

2)再生資源利用促進計画書(工事しゅん工後 5 年間保管)

作成対象となる工事は以下のいずれかに該当する工事である。

- ア 建設発生土を搬出する工事
- イ コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- ウ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

3)再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票(建設発生土を搬出する場合)

4)建設発生土搬出のお知らせ(建設発生土を 100 m³以上搬出する場合)

5)建設泥土の再資源化等計画書

建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に作成し提出すること。

6)物質収支計算書

泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付する。

なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。

7)告知書の写し

対象建設工事に係わる下請契約を締結した場合、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添付す

る。(建設リサイクル法対象工事の場合)

なお、この工事から発生する建設発生土については、東京都建設リサイクルガイドラインで規定する受領書による管理を実施する。

※ 再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に必要なデータを入力して作成する。

「建設副産物のリサイクル実施状況及び適正処理状況の報告」

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、工事完了後、速やかに、リサイクル関係報告書に添付して提出すること。

- (1) 再生資源利用実施書(工事しゅん工後5年間保管)作成対象は「再生資源利用計画書」と同じ
- (2) 再生資源利用促進実施書(工事しゅん工後5年間保管)作成対象は「再生資源利用促進計画書」と同じ
- (3) リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、「リサイクル阻害要因説明書」作成し、監督員に提出する。また、自らも保管すること。

なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

ア コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合。

イ 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は、焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合。

ウ 土砂等の利用工事において購入材(新材)を使用する場合。

エ 碎石の利用工事において新材を使用する場合(多摩地区における再生粒度調整碎石は除く)。

オ アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合(D交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する)。

カ 現場内で分別を行わない場合。

- (4) 建設泥土の再資源化等実績書

この工事で発生する泥土を建設資材製造工場に搬出した場合又は再資源化施設に搬出した場合、建設泥土の再資源化等実績書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管すること。

- (5) 再資源化等報告書

建設リサイクル法対象工事の場合。

※ 再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に必要なデータを入力して作成する。

「マニフェスト」

- (1) マニフェストの提示

受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を利用し、適正な運搬、処理を行う。

マニフェストのうち、受注者(排出事業者)が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにすること。

なお、電子マニフェストを利用する場合は(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果を排出事業者(受注者)がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示すること。

(2)集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出すること。

(3)リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目(再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等)については、「リサイクル伝票」(写しでもよい)を監督員に提出すること。

(4)リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写しでもよい)を監督員に提出すること。

「汚染土壌の処理」

この工事中において汚染土壌の処理が必要となった場合は「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成 12 年東京都)等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引き」(環境局HPに最新版を記載)に従って必要書類を作成し、関係部署に提出すること。

なお、土壌汚染対策法については、平成 31 年 4 月 1 日に改正法の施行が、環境確保条例についても、改正法施行と同時に改正される。工事等の実施時点での規制を遵守すること。

「悪天候時及び地震発生時の工事現場の点検」

受注者は、悪天候時又は震度 4 以上の地震(旧労働省労働基準局の通達に基づく安全衛生法上の悪天候、地震)が発生した場合、工事現場内及び周辺を点検し、状況を監督員に報告すること。

また、点検項目・体制・連絡系統等を施工計画書に定めること。

「路上工事の工事用標示板の設置」

路上工事における工事目的物及び内容を一般の道路利用者、沿道住民に対して、わかりやすく明示することにより、工事の必要性の理解・協力がえられるように標示板を設置するものとする。

「悪天候時及び地震発生時の工事現場の点検」

受注者は、悪天候時又は震度 4 以上の地震(旧労働省労働基準局の通達に基づく安全衛生法上の悪天候、地震)が発生した場合、工事現場内及び周辺を点検し、状況を監督員に報告すること。

また、点検項目・体制・連絡系統等を施工計画書に定めること。

「事故防止の原則」

受注者は、建設局「事故防止大原則」を遵守し、工事事故の防止に努めること。

なお、事故防止大原則は東京都建設局ホームページで閲覧できる。

「施工仕様」

(1)準備工

1)測量試掘工

- ① 測量鈎(用地境界,BM 等)については, 適切な保護を行い移動及び沈下等がないようにすること。
- ② 座標値に基づいた現地測量を実施し, 削孔及び試掘位置を決定すること。
- ③ 試掘範囲(1.0m×1.0m)を既設舗装版上にマーキングし, 削孔位置は試掘範囲外に逃げ点を設け復旧できるようにすること。
- ④ 工事に先立ち, 試掘による埋設物調査を実施すること。
- ⑤ 試掘を実施するにあたり, 事前に埋設物管理者と打合せを行うこと。
- ⑥ 現地立会の際は, 埋設物の種類, 口径及び土被り等を確認し, 試掘位置付近にマーキングすること。
- ⑦ 試掘に際しては, 埋設物を破損しないよう慎重に作業し, 地質及び地下水等の現地情報を整理し, 試掘調査結果報告書を作成し監督員に提出すること。
- ⑧ 試掘完了後は敷砂利等で埋戻し, 沈下等の無いように十分な転圧を行うこと。

2)調査工

- ① 水質調査を設計図に示す 2 箇所で実施すること。
- ② 水質調査は, 特記仕様書に示す調査箇所, 調査時期及び頻度に基づいて実施すること。

3)仮設置工

- ① 警察管理用地の内, 仮設進入路及び仮設ヤードに使用する範囲については, クレーン装置付バックホウ(0.45 m³)等で不陸整生を行うこと。
- ② 仮設進入路はセメント及び可塑性材を運搬するトラック(4t積), 荷卸しに使用するラフテレーンクレーン(15 t吊り)が作業する範囲を確保すること。
- ③ クレーン装置付バックホウにて, プラント設置位置に敷鉄板を設置する。その際は敷鉄板の落下, 重機の転倒等に留意すること。
- ④ 設計図(参考図)に示す仮設平面図を参考にプラント及びその他設備を仮設平面図の範囲に設置すること。

4)流末排水設備

- ① アルカリ水中和装置により処理された処理水を近傍の用水路等に排水し, 仮締切及び土のう積等による流末排水整備を実施すること。
- ② 処理水を排水する際の基準値を定め, 厳守すること。
- ③ 作業日毎に充填工を終了する際, 配管内などを洗浄した濁水等を注入プラントに設置する水槽に受けて沈殿させ, pH 処理を行い用水路等に排水すること。
- ④ 排水の放流時には, 午前と午後各 1 回 pH 測定を行うこと。

5)配管布設工

- ① 設計図(参考図)に示す仮設平面図を参考に, 圧送管及び送排水管を仮設平面図の箇所に布設すること。
- ② 警察管理用柵内及び警察管理用外の法面について並列に配管を布設し, 団地内では既設 U 形側溝内に重ねて配管すること。
- ③ 圧送管及び送排水管の内, 道路横断箇所については, 配管の破損等が無いようにゴムマット等で養生し段差

解消対策を施すこと。

6)ボーリングマシン準備

- ① ボーリングマシンを現地に搬入する際、トレーラ車等の運搬車両を団地内の入口に停車し、運搬車両から卸し、現地まで自走すること。
- ② 搬入に際しては、現地周辺に停車可能な箇所を確保するとともに、ゴムタイヤを装着しボーリングマシンを採用すること。
- ③ ドリルパイプ、インナーロッド等の付属品については、4tユニック車等の運搬車両により現地周辺の仮置き場に搬入するが、搬入に際しては荷崩れのないように留意すること。

(2)空洞充填工

1)削孔工

- ① ボーリングマシンのセットは、現地測量で決定した削孔位置、図面及び削孔座標値表に基づいて角度を調整しながら慎重に行うこと。
- ② 削孔方向については、ガイドシエルにスラントを当てた現地計測によるものとし、計算で求めたガイドシエルの傾き及び旋迴角度で決定すること。
- ③ 削孔方向の決定に際しては、ガイドシエルを操作するボーリングマシンの運転手とスラント計測する現場担当者の連携調整により実施すること。
- ④ ボーリングマシンは、ロータリーパーカッション式(クローラ型)(呼び径 90 mm)と同程度の能力を有する機種を使用すること。
- ⑤ 削孔工は、ドリルパイプ(95 mm)とインナーロッド(46 mm)の二重管削孔とすること。
- ⑥ 削孔範囲の土質は、粘性土、砂質土、及び砂礫土を想定しているが、1m毎の深度で地質状況を確認し記録すること。
- ⑦ 削孔水は仮設ヤードに設置した給水設備からポリエチレン管(φ50)により供給し、排水はポリエチレン管(φ50)を介して、仮設ヤードの濁水処理設備に排水すること。

2)充填注入工

- ① 削孔で使用したインナーロッド引抜後、ドリルパイプ(95 mm)を注入管として使用すること。
- ② 本施工の前に A 液、B 液が均等に圧送されることを確認するため、現地プラントに設置した測定機器のキャリブレーションを行い、充填量等の記録を監督職員に報告すること。
- ③ 使用するチャート紙は、事前及び事後に監督員の検印を受けること。
- ④ A 液及び B 液の製造は、施工計画書に記載した所定の方法で製造すること。
- ⑤ A 液及び B 液をプラントより同型ポンプ 2 台で 2 ラインを使用し等量で圧送し、作業箇所に設置したブレンダーを介して空洞部へ確実に充填すること。
- ⑥ 本工事で使用する充填材料は、特記仕様書に示された仕様を標準とするが、施工に先立ち現地確認を行い、配合変更の必要が生じた場合は監督員と協議すること。
- ⑦ 注入孔直近に設置した圧力計及び周辺地盤の状態を監視しながら充填注入を開始し、流量については流量計にて管理すること。
- ⑧ 充填注入は、1 孔毎に上昇式ステップ注入を実施すること。

- ⑨ 地下壕底部から天端までの区間は、ステップ長 0.5m(注入管を 0.5m引抜く)で充填注入を行うことを目安とし、確実な充填工を行うために適切なステップ長を施工者が設定する。
- ⑩ 地下壕天端～ゆるみ(R4)までの区間は、ステップ長 1.5m(注入管を 1.5m引抜く)で充填注入を行うことを目安とし、確実な充填工を行うために適切なステップ長を施工者が設定する。
- ⑪ 注入時に注入圧力がノズル付近のゲージで、規定注入圧力(初期注入圧力+0.5Mps)に上昇した場合(昇圧確認)、もしくは注入管と地山の隙間を経由して注入孔からリークした場合に充填注入を終了し、ステップアップを行うこと。
- ⑫ 充填注入終了時に、注入管内の圧力の減圧を確認した後ホース等を取り外すが。この段階ではボールバルブ等により逆流を防止すること。
- ⑬ 充填注入工の 1 日の作業終了後に、圧送管内に残存する材料はプラントから圧送管内に清掃用ピグを入れ、水でカラ押しすることにより、管内に残存する材料の低減を図ること。
- ⑭ 充填注入で発生した泥水の運搬時は、水タンク等で密閉し飛散防止措置を講ずること。
- ⑮ 各ステップの充填注入量の累計が設計計注入量に達しても規定注入圧力に達しない場合は、監督員と協議し指示に従うこと。なお、この場合の措置については設計変更対象する。
- ⑯ 地下壕上部の充填注入終了後、注入管を地上部まで引上げ、削孔した孔の充填を行う。充填後、数分程度、充填材の沈降が無い状態を確認した時点で充填完了とすること。

(3)復旧工

- 1)掘削発生土は、人力にてダンプトラック(4t 積)に積込み運搬する。路床整正は人力にて所定の高さ及び幅に整正し、振動ローラー(600kg)にて転圧すること。
- 2)路床の出来形を確認後、下層路盤材(再生砕石 RC-40)を人力にて所定の厚($t=100$)に敷均し、振動ローラー(600kg)にて締め固める。なお、発生したアスファルト塊は、所定の産廃処理施設に運搬すること。
- 3)清掃完了後、瀝青材料(プライムコート PK3)をムラのない様均一に散布すること。
- 4)表層工(再生密粒アスファルト密粒度 13)は、人力にて所定の厚さになるように敷均し、振動ローラー(600kg)にて転圧を行うものとする。
- 5)敷均し及び転圧は、アスファルト混合物の温度に十分注意し、適切な温度管理で施工し、舗設完了後、表面温度が 50° 以下になったことを確認して解放すること。

「施工材料」

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格および品質は次のとおりである。

(1)空洞充填材料

本工事で使用する充填材(水中不分離性可塑状グラウト材)は以下の仕様を標準とする。なお、施工に先立ち現地確認を行い、下記配合を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
水中不分離性可塑状グラウト材の配合(1m^3 当り)

圧縮強度 (28 日) (N/mm ²)	フロー値 (mm)	密度 (t/m ³)	単位量(kg/m ³)				
			A液(500 リットル)			B液(500 リットル)	
			セメント	可塑化剤 A材	水	可塑化剤 B材	水
1.0 以上	80~155	1.3±0.1	350kg	25kg	376ℓ	60kg	477ℓ

〔比重〕

高炉B種セメント Cs=3.04

アクアイトA材同等品 As=2.70

アクアイトB材同等品 Bs=2.60

(2)復旧工

本工事の復旧工で使用する材料は以下の仕様を標準とする。なお、施工に先立ち現地確認を行い、下記配合を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

名称	規格	備考
下層路盤材	再生砕石 RC-40	
表層工	再生アスファルト 密粒度 13	
瀝青材量	プライムコート PK3	

「施工管理」

(1)空洞充填工

1)受注者の負担で実施する試験

受注者は、受注者の負担で下記の試験を行い、その結果を監督職員に説明の上、提出すること。

試 験 項 目	該当 項目	提出 部数	備 考
空洞充填材の配合比率試験	○	2	試料採取は混練地点 施工前
空洞充填材のフロー試験	○	2	試料採取は混練地点 施工日毎に1回
空洞充填材のブリーディング試験	○	2	試料採取は混練地点 50m ³ /回
空洞充填材の比重試験	○	2	試料採取は混練地点 50m ³ /回
空洞充填材圧縮強度試験	○	2	試料採取は混練地点 50m ³ /回
その他監理員が指示する事項	○	2	その都度

2)充填材の品質管理

①各施工段階での品質管理項目

段 階	項 目	内 容
施工前	材料品質確認	規格証明書(試験成績表)を確認する。
	注入材の配合確認	キャリブレーションにより、配合比率と流量計の精度を確認する。
施工中	注入材の配合確認	A, B液の吐出配合比を容器に各々吐出して確認する。
	注入量の確認	・注入量の確認は、プリンター印字数量及び空袋等使用材料検収により管理する。 ・チャート紙は事前事後に検印する。

②品質管理試験項目

項 目	確 認 方 法	目 標 値	測 定 時 期
配合比率	A, B液の吐出配合(流量計)	A:B=1:1	施工前※1
一軸圧縮強度		1.0 N/mm ²	n=3 の平均 供試体作製後
見掛密度		1.3±0.1t/m ³	n=3 の平均 測定容器にて計量
ブリーディング率		1.0%以下	施工前施工中1回
注入量	プリンター印字数量	ℓ 単位	日々トータル

※1:工事の前に1回実施し、日々の注入材使用量の確認において配合比率が規格外の場合はキャリブレーションを実施し確認する。

③数量管理項目

段 階	項 目	内 容
施工前	材料の確認	注入材および注入資材搬入時に、納入伝票を確認する。
	配合量の検査	流量計、各計量器のキャリブレーションを実施する。
施工中	注入量の確認	注入機の印字記録紙および、空袋で検収確認する。
施工後	注入日報	注入状況を日報に記入
	使用材料	納入量, 累計使用量, 残数量との照合を行う。

④写真管理項目

区 分	工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
施工状況	注入工	各工程	工程毎	進捗過程
数量管理	材料検収	数量確認	納入時	1回／施工前
		空缶、空袋確認	終了時	1回／施工後
		空缶、空袋棄損	実施時	1回／施工後
品質管理	配合比率	キャリブレーション作業	キャリブレーション時	1回／施工前
	圧縮強度	寸法・重量等	供試体作成時	施工前、試験時
	コンシステンシー	フロー値	実施時	施工前1回 施工中各 1 回
	密度	生比重値	実施時	
	ブリーディング	ブリーディング高さ	実施時	

(2)濁水处理(使用薬剤)の品質管理

1)各施工段階での品質管理項目

段 階	項 目	内 容
施工前	使用材品質確認	規格証明書(試験成績表)を確認する。
	測定器の起動確認	キャリブレーションにより、濁水異常時の薬剤供給開始時期と供給薬剤流量計の精度を確認する。
施工中	使用量の確認	使用量の確認は、プリンター印字数量及び空缶、空瓶により管理する。
	pH の確認	チャート紙の印字記録により管理

2)数量管理項目

段 階	項 目	内 容
施工前	材料の確認	使用薬剤および使用資材搬入時に、納入伝票を確認する。
	測定機器の 検査	流量計、各測定器のキャリブレーションを実施する。
施工中	使用量の確認	印字記録紙および空缶、空瓶で確認する。
施工後	作業日報	作業日報記入(原水状況、処理水確認、運転時間、人員等)
	使用材料	納入量, 累計使用量, 残数量との照合を行う。

3)写真管理項目

区 分	工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
水質調査	pH	水質試験	午前午後1回	試験時毎
施工状況	pH	各工程	原水異常変化時	進捗過程
数量管理	材料検収	数量確認	納入時	納入時毎
		空缶、空瓶確認	検収時	検収時毎
		空缶、空瓶返却	返却時	返却時毎

(3)復旧工

1)各施工段階での品質管理項目

段階	項目	内容
施工前	材料品質確認	規格証明書(試験成績表)を確認する

2)数量管理項目

段階	項目	内容
施工前	材料の確認	使用薬剤及び使用資材搬入時に、納入伝票を確認する
施工後	使用材料	納入量, 累計使用量, 残数量との照合を行う

3)写真管理項目

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
施工状況	pH	各工程	原水異常変化時	進捗過程
数量管理	材料検収	数量確認	納入時	納入時毎

(4)水質調査

1)調査箇所

水質調査を設計図に示す 2 箇所で実施する。

2)調査時期及び頻度

調査種別	調査時期	頻度
事前調査	工事着手前	1 回
施工管理	施工中	毎日
事後管理	施工後 2 週間まで	毎日

3)水質試験基準値

試験項目	基準値	(※)事前調査結果の測定値が基準値を超えている場合
pH(水素イオン濃度)	≦8.6	当該観測値以下とする

「工事の周知の徹底」

1. 周辺住民・地権者・商店・歩行者・各公共交通の事業者等への工事の周知徹底を図り、理解と協力を得られるよう努力する。特に人や車等の出入りに支障となる箇所の施工については、事前の周知を徹底し、苦情とならないようにする。工事のビラの配布にあたっては、配布資料を作成したのち、配布資料・範囲・方法について監督員の承諾を得ること。
2. 工事についての要望等があった場合、迅速に監督員へ報告するとともに、その対応について監督員と協議し、誠意をもって前向きに対応する。

工事施行の適正化に関する特記仕様書

1. 入札・契約関係事項

- (1) この工事の入札(又は、見積りの提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札の結果、この工事を落札した場合、他の工事案件についても同一の技術者を前提に申込又は指名を受けている場合は異なる技術者の配置を予定できなければ入札の辞退を申し出なければならない。ただし、この工事と他の工事とが兼任できる主任技術者の場合(各工事の請負金額が2500万円未満)は、この限りでない。

2. 受注者の責務

受注者は、工事の適切な履行に関し、現場代理人や主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)に任せ切にせず、誠意と責任をもって遂行しなければならない。

3. 適切な現場代理人、監理技術者等の配置

- 1) 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。
- 2) 受注者が事業協同組合の場合にあっては、配置する現場代理人及び監理技術者等はその構成員の職員ではなく、当該組合と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。
- 3) 受注者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、次の各号に従い、監理技術者等の職務を補助する技術者(以下「補助技術者」という。)を配置するものとする。
 - ア 補助技術者の人数・氏名・補助業務の内容・雇用関係・資格等を記載した補助技術者名簿を監督員に提出するとともに、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - イ 補助技術者は、受注者と雇用関係を有していなければならない。
- 4) 受注者が共同企業体にあっては、代表者たる特定建設業者が監理技術者を設置し、全ての構成員が、施工する工事に対応する許可業種に係る監理技術者または主たる工種と同種或いは類似する工事の経験を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。

4. 監理技術者等の実質的関与の徹底

- 1) 監理技術者等は、施工計画書を自らが主体的に作成しなければならない。また、施工計画書の提出に際して、監督員からその内容の説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- 2) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、一般交通や現場周辺への影響に関して、所轄警察署等関係機関、地域住民及び下請負者等に対する説明、交渉、周知等を主体的に行わなければならない。
- 3) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、関係企業者等との連絡、調整を主体的に行うとともに、必要な官公署等への届出等を確実に行わなければならない。
- 4) 監理技術者等は、全体の工事の流れを常に掌握するとともに、日々の工事内容を把握し、作業着手前に作業責任者等に対し、作業内容の調整・確認及び注意事項等の周知を行い、作業員全員に伝わるようにしなければならない。

- 5) 監理技術者等は、工事の施工中は適宜現場を巡回し、進行状況・作業内容の確認、安全管理、品質管理、出来形管理などを行い、必要に応じ適切な措置を講じなければならない。
- 6) 監理技術者等は、補助技術者が配置された場合にあっては、これを指揮・掌握するとともに、監理技術者等としての職務を補助技術者に任せ切りにせず、主体的に遂行しなければならない。

5. 下請負の適正化

- 1) 下請負者が、請け負った工事について執行調整や施工管理等の管理業務のみを行い、工事業務のほとんど全てを再下請負に付することを、原則として受注者は認めてはならない。
- 2) 受注者は、下請負者の配置技術者に、受注者自らの工事はもとより、他の下請負者の担当する工事の管理業務等を代行させてはならない。
- 3) 受注者は、歩行者や一般交通など第三者に対する安全確保については、受注者自らの責任において行わなければならない。ただし、下請負者が自らの工事のみを単独で実施できる範囲については、当該下請負者に行わせることができる。
- 4) 重機械のオペレーター付きリースについては、そのオペレーターを雇用する者と下請負契約を締結するものとする。
- 5) 受注者は、主たる工種に係る主要な材料については、原則として受注者自らが調達しなければならない。
- 6) 受注者が共同企業体である場合は、共同企業体の行う取引が構成員個人としてでの取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、下請契約は共同企業体の名称を冠し、共同企業体の名称を冠した代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。
また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。

6. 施工体制台帳及び施工体系図

- 1) 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず全ての工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。
- 2) 施工体制台帳及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という。)には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約はもとより、建設副産物等の運搬及び交通整理員等の業務委託契約についても記載するものとする。
- 3) 施工体制の実態確認に係わる下請負契約の費用の支払い状況については、総括監督員及びその上司等から説明を求められた場合に、これを証明する資料の提示などによって応じなければならない。
- 4) 施工体制台帳には、別に定めた様式(日野市「受注者提出書類処理基準」)に基づき作業員名簿を添付するものとする。
- 5) 施工体系図の掲示に当たっては、誰もが見やすいように文字の大きさなどに留意しなければならない。

7. 施工計画書

- 1) 施工計画書は、契約の日の翌日から起算して、遅くとも3週間以内に提出しなければならない。ただし、受注者の責に帰さない事由により、期限内の提出ができないときは、監督員の指示に従うものとする。

2)大規模工事、特殊な工事等で監督員の承諾を得たものについては、施工計画書を段階的に提出できるものとする。この場合、最初の施工計画書には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するとともに、前項に基づき提出しなければならない。

なお、後続の工事に関する施工計画書については、当該工事の施工前に、工期に遅れが生じない期間内又は監督員の指示する期日までに提出しなければならない。

ア 全体の実施工程の概要

イ 現場組織・施工体制の概要

ウ 緊急時の体制

エ 当面実施する工事の内容

オ その他監督員の指示する事項

8. 工事実績情報の登録

契約金額が 500 万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)に登録する。

また、登録後は、JACIC の発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出する。

【登録先】〒107-8416 東京都港区赤坂七丁目 10 番 20 号

アカサカセブンスアヴェニュービル

一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター

電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985

HP <https://cthp.jacic.or.jp/>

E-mail ct7h@jacic.or.jp